

# 宮城県警察職員の配偶者同行休業に関する訓令

平成26年7月25日

宮城県警察本部訓令第18号

宮城県警察職員の配偶者同行休業に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察職員の配偶者同行休業に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮城県条例第45号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手續)

第2条 職員は、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認を申請するときは、配偶者同行休業承認申請書（別記様式）を、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに、所属長を経由して警察本部長に提出しなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手續)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第4条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令の交付)

第5条 次に掲げる場合には、別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

附 則

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則（令和4年3月29日本部訓令第8号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第2条関係）

配偶者同行休業承認申請書

宮城県警察本部長 殿		申請年月日	年	月	日			
(所属長経由)		所属 _____						
		職 _____						
		氏名 _____						
下記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長 を申請します。								
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）							
請求に係る配偶者	氏名							
	職業							
	請求時の所属先の名称 (所在地)	( _____ )						
	外国滞在事由							
	請求時の所属先の名称 (所在地)	( _____ )						
	外国滞在事由の 継続する期間	年	月	日から	年	月	日まで	
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）								
4 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで		
5 延長の期間	年	月	日から	年	月	日まで		
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年	月	日から	年	月	日まで	
6 備考								
(任命権者記入欄)								
受理年月日	年 月 日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 としてよろしいか 伺います。		
決裁年月日	年 月 日							
決 裁 欄	本部長	警務部長	警務課長	人事調査官	補 佐	係 長	主任・係	職 氏名

- 注1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、請求期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する□にはレ印を記入すること。